

障害者虐待防止法施行後の対応状況について

1 法の概要（別添リーフレット参照）

- (1) 法の名称、成立、施行
名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
成立：平成 23 年 6 月 17 日、 施行：平成 24 年 10 月 1 日
- (2) 用語の定義
 - ・障害者：障害者基本法（平成 23 年 8 月改正）の定義による障害者
 - ・「障害者虐待」の種別：①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者
 - ・「障害者虐待」の類型：①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待
- (3) 虐待防止施策
 - ・何人も障害者に対し、虐待をしてはならない。
 - ・「障害者虐待」を発見した者は、市町村等に通報しなければならない。
 - ・学校、保育所、医療機関の長は、組織における虐待防止の責務を有する。
 - ・福祉・保健医療機関、学校等の関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に協力することが求められる。

2 施行にあたっての体制整備

- (1) 通報窓口等の整備
都道府県障害者権利擁護センターの機能 ⇒障害者施策推進部内に整備
区市町村障害者虐待防止センターの機能 ⇒都内全区市町村で整備
- (2) 障害者権利擁護・虐待防止研修（平成 23～24 年度 各コース 2 回実施）
 - ・区市町村・相談窓口職員向け受講者 232 人
 - ・施設管理者向け受講者 222 人
 - ・施設従事者向け受講者 183 人
 - ・共通講義のみ聴講者 644 人
- (3) 情報提供
 - ・リーフレットの作成
 - ・局ホームページでの情報提供
（福祉保健局＞障害者＞障害者施策＞障害者虐待防止と権利擁護）
制度の概要、通報窓口、研修案内、リーフレット・通知等の資料等を掲載

東京都 障害者虐待 検索

3 通報等受理の実績【平成 24 年 10 月～12 月】

- (1) 都への通報等の件数
 - 養護者によるもの 6 件
 - 施設従事者等によるもの 29 件
 - 使用者によるもの 8 件
 - その他 8 件
 - 計 51 件 ⇒ 25 年 3 月末 82 件

※都で直接受理、又は区市町村からの第一報も含め、連絡・報告を受けた件数。区市町村との重複あり。
※調査日現在での状況であり、今後、精査により数値の異動あり。

- (2) 都内区市町村への通報等の件数
 - 養護者によるもの 143 件（有 54 件、無 56 件、他 33 件）
 - 施設従事者等によるもの 63 件（有 12 件、無 37 件、他 14 件）
 - 使用者によるもの 16 件（有 0 件、無 8 件、他 8 件）
 - その他 37 件（有 2 件、無 25 件、他 10 件）
 - 計 259 件

※都からの第一報も含め、連絡を受けた件数。区市町村間の重複あり。
※（ ）は、虐待及びその疑いありと認定した件数、認定しなかった件数、その他（調査中等）の内訳
※調査日現在での状況であり、今後、精査により数値の異動あり。

- (参考) 全国の状況（毎日新聞調べ、平成 25 年 3 月 21 日夕刊掲載）
 - 区市町村への通報件数 2,529 件
 - 虐待ありの件数 758 件
 - ※ 今後、厚生労働省が調査集計の予定（現在、様式等を検討中）